

各 都道府県
指定都市 障害保健福祉担当部(局)長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長

「支援費支給決定について」の一部改正にかかる経過的取扱い等について

本日、「支援費支給決定について」の一部改正について(平成16年9月29日障発第0929004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知が通知されたところであるが、「通院等の乗降介助中心」の支給量にかかる経過的取扱いは下記のとおりであるので、御了知願いたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1 平成16年度の経過措置について

(1) 平成16年9月30日以前に支給決定を受けている者は、当該支給期間中については、「身体介護中心」の支給量の範囲内で「身体介護」及び「通院等の乗降介助」を利用して差し支えない。

(2) 平成16年10月1日以降に新規支給決定を受ける者及び支給期間の満了により再支給決定を受ける者については、「身体介護中心」と「通院等の乗降介助中心」を分けて支給決定すること。

なお、運用に当たっては、平成17年3月31日までの間は、「身体介護中心」の支給時間数と「通院等の乗降介助中心」の支給回数を1回につき30分と読み替えた時間数の合計時間数の範囲内で、「身体介護」及び「通院等の乗降介助」を利用して差し支えない。

また、利用者負担額については、「通院等の乗降介助」の利用1回につき居宅介護30分と読み替えて費用徴収を行うこととなる。

(3) (2)にかかる支給量については、受給者証の記載上、「通院等の乗降介助中心」の支給回数を1回につき「身体介護中心」30分と読み替えて、
・身体介護中心 時間/月(うち通院等の乗降介助中心 回/月)
と表示するなどの工夫を行い、「通院等の乗降介助」の回数が周知されるようにされたい。

2 平成17年度以降の取扱いについて

平成17年4月1日からは、「身体介護中心」及び「通院等の乗降介助中心」について、それぞれの支給量の範囲内で利用することとなる。

なお、平成16年10月1日から平成17年3月31日までの間に再支給決定を受けていない者については、支給期間が満了するまでの間は、引き続き、「身体介護中心」の支給量の範囲内で「身体介護」及び「通院等の乗降介助」を利用して差し支えない。